

平成31年3月20日臨時亀岡市教育委員会会議録

- 1 開会 午後 5時30分
閉会 午後 5時55分

- 2 出席委員
- | | |
|-----|----------|
| 田 中 | 教育長 |
| 関 | 教育長職務代理者 |
| 吉 岡 | 委 員 |
| 江 口 | 委 員 |
| 北 村 | 委 員 |

- 3 欠席委員
な し

- 4 出席事務局職員
- | | |
|-----|---------------|
| 山 本 | 教育部長 |
| 片 山 | 教育総務課長 |
| 大 西 | 社会教育課長 |
| 亀 井 | 社会教育課人権教育担当課長 |
| 鵜 飼 | 文化資料館長 |
| 加 藤 | 教育総務課総務係長 |

- 5 傍聴者
0名

- 6 議事の概要
(1) 開会
○教育長が開会を宣言。

(2) 議 事

議案番号	件 名
第23号議案	亀岡市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について
第24号議案	亀岡市教育委員会事務局及び教育機関の管理職人事について

○第２３号議案について教育部長が議案説明を行った。

・第２３号議案は、平成３１年度組織・機構の中で教育委員会関係分の組織再編に伴い、規則の一部改正をするものである。主な改正については、社会教育課の文化財係と文化資料館を再編し、新たに歴史文化財課を新設するものである。あわせて事務分掌の整理を行い、平成３１年４月１日から施行しようとするものである。

○説明を受け、委員から次の質問・意見があった。

委 員 文化財係は全部、文化資料館に移るのか。

事務局 文化財係は全部移転する。文化資料館については月曜日が休館日になっているが、歴史文化財課の業務については月曜日から金曜日になるため、文化資料館の建物自体は、年末年始の一定期間を除き、年中無休という形になる。

委 員 人員的にはどうなるのか。

事務局 歴史文化財課長と文化資料館長が兼務する場合はあるが、全員で８人で現状と同じ体制になる。

委 員 大きな支障はないか。

事務局 文化財関係で市役所に来られる方に支障がないように、事前に周知をはかっているところである。

第２３号議案について、原案どおり承認した。

○第２４号議案について、議案の内容等から事務執行に支障が生じる恐れがあることから、亀岡市教育委員会会議規則第１２条第１項第４号に基づき、会議を公開しないことを全員の議決を得て決定。

(３) 閉会

○教育長が閉会を宣言

以 上